

令和3年6月定例県議会における
教育委員会答弁要旨

令和3年7月7日
総務企画課秘書広報係

令和3年6月定例県議会（代表質問）

○ 自民党県議団 吉村 悠 議員

6月10日

① 塩川前議員について

【総務企画課】

〔 教育長の当該議員への評価を聞く。彼こそが知事の言う「次代を担う『人財』の育成」のために教育委員になるべき人間だったのではないか。 〕

塩川前議員は、県立高等学校教員として勤務した後、地元の教育委員会委員を務められるとともに、剣道の指導者として熱心に活動されるなど、教育に関しすぐれた識見と強い情熱を有しておられます。

同時に、保護司や家事調停委員として地域住民、子供のために尽力されるなど、福祉分野でも大きな功績をあげてこられました。

私は、このように豊富な知識と経験を有し、さらに子供の健やかな成長を真ん中に据え、誠実に実践を積んでこられた塩川前議員を心から尊敬しています。

また、私は、塩川前議員が議員に就任されて以来、学校現場の様子や教員の苦勞などについて教えていただくとともに、公教育のあるべき姿について、同氏と真正面から活発なやりとりを交わすなど、本当に多くのことを学ばせていただきました。

同氏は、これからの教育行政の発展充実のために、是非とも教育委員として活躍していただきたい得がたい方であると考えています。今も教育委員になっていただきたいという気持ちに変わりはありません。

② 本県教育行政運営の方針及び決意について

【総務企画課】

〔 多岐に渡る課題が山積する中、教育長はどのような方針の下、いかなる決意を持って、本県教育行政のかじを取ろうとするのか、具体的に、力強い答弁を求める。 〕

教育の役割は、子供たちの社会的自立の基礎となる資質能力を培うこと、及び社会を支え、その発展に寄与する人材を育成することです。

今日、デジタル化の急速な進展などにより、社会は劇的に変化しつつあります。こうした中、子供たちには、持続可能な社会の創り手として、多様な他者と協働しながら変化する社会に積極的に参加することが、これまで以上に求められます。

このため、学力、体力、豊かな心、さらには学ぶ意欲やチャレンジ精神などの基本的な資質能力を育むため、これまで積み重ねてきた施策を着実に引き継ぐとともに、ICTの活用などコロナ禍で提起された「新しい教育の芽」を大切にしながら、鋭意、発展させていきます。

また、ICTを効果的に活用した学習や、教科横断型・課題解決型の学び、英語によるコミュニケーション活動などを推進し、社会の変化に能動的に向き合うための思考力、創造力、情報活用能力に加え、文化や言語が異なる他者と協働するための力を育成していきます。

さらに、教育の要である教師が、自己研鑽に努め、意欲をもって子供たちへの教育に全力を傾注できる環境づくりも進めていきます。

教育に様々な課題が山積する中、私は、福岡県の子供たちに「自ら目標を立て、その実現に向け逞しく挑戦する気概」を持ってほしいと思っています。そのため、今申し上げた方針の下、学校、家庭、地域、市町村等関係機関としっかりと連携し、現場の実態も十分に把握しながら、新時代の福岡県の教育の振興に全力を尽くしていきます。

③ 小中学校における臨時休業時のオンライン指導の状況及び実施上の課題について 【義務教育課】

コロナ禍において、県内の小中学校でも臨時休業を余儀なくされた学校があったが、現時点で1人1台端末を活用したオンライン指導がどれくらいの学校で行われているのか。また、広く実施できていないのであれば、どのような障害や課題があると認識しているのか。

本年5月時点で、県教育委員会が実施した調査によれば、臨時休業等が発生した場合に、1人1台端末を持ち帰って活用すると回答した学校は、小学校低学年は約36%、中学年は約49%、高学年は約50%、中学校は約49%でした。

また、活用すると回答した学校のうち、同時双方向型のオンライン授業については、小学校低学年は約56%、中学年は約57%、高学年は約61%、中学校は約49%が実施予定としており、そのほか、授業の中継や動画の配信、学習ソフト等を活用した学習、宿題等の配信が多く为学校で予定されています。

昨年4月の段階では、同時双方向型のオンライン授業を実施した学校は数校しかありませんでしたので、この1年で増加が見られます。

一方で、約半数の学校では、1人1台端末の持ち帰りは予定しておらず、このような学校では、持ち帰ったときの使用方法や管理についてのルール作りが間に合っていないとの課題が最も多く挙げられています。

県教育委員会としては、市町村教育委員会に対して、感染拡大や自然災害などによる臨時休業等がいつ起こるとも分からないことを踏まえて、家庭学習の充実を促すとともに、端末の持ち帰りに関するルール作りや平常時に持ち帰りの予行を行っている事例などについて周知していきます。

④ 市町村間でICT活用の格差が生じないようにするための取組について

【義務教育課】

市町村間でICT活用の格差が生じないよう、研修などソフト面の継続的な支援が必要と考えるが、今後どのように取り組むのか。

県教育委員会では、昨年12月に「福岡県学校教育ICT化推進計画」を策定し、市町村教育委員会に対し、環境整備と活用の準備を両輪として進めることを促してきました。

また、今年度から、市町村や学校への支援を強化するために、県教育委員会内に専任4名を含む14名体制のICT活用推進班を発足させたところです。

今後は、教員の役割やスキルに応じた複層的な研修の実施、県内6箇所協力地域における効果的な教育モデルの開発、民間企業とも連携したプログラミング教育のモデル開発など、オンライン指導を含むICTならではの教育活動と従来からの対面での教育活動の最適な組合せを推進していきます。

新しい学習指導要領では、これから求められる資質・能力として、持続可能な社会の担い手を育成するための「知識、技能」「思考力、判断力、表現力」「学びに向かう力、人間性」等と整理されています。

学校教育のICT化の推進により、個別最適な学びと協働的な学びを充実させ、これらの資質・能力を一層確実に培う「新しい学校教育」の実現を目指していきます。

端末は届いたが児童生徒にはまだ配布していないという学校があるとの報道もありますが、今般整備されたICT機器を無駄にすることなく、また、コロナ禍における一過性の取組に終わらせることなく、継続的・持続的な取組となるよう、しっかりと「変化の芽を伸ばす」ための支援を続けていきます。

⑤ 県立学校における新型コロナウイルス感染症対策について

【体育スポーツ健康課】

〔 現在、県内で変異株が猛威をふるう中、県立学校においては、どのような対策が行われているのか。 〕

本県が緊急事態宣言の対象区域に追加されたことに伴い、直ちに県立学校に対して感染防止対策の更なる徹底を図るよう通知しました。

この通知に基づき、各学校においては、生徒又は同居家族に風邪の症状がある場合は登校をさせないこと、授業で生徒同士が近距離となる活動や運動会等の学校行事は実施しないこと、部活動において身体接触を伴うような感染リスクの高い活動は実施しないことなど、これまでの感染防止対策の一層の強化を図っています。

また、緊急事態宣言期間中に、県外で開催される全九州高等学校体育大会に参加する生徒及び引率する教職員等は、出発前にPCR検査を受検し、陰性であることを確認の上、参加することとしています。

さらに、教職員は、県が設置を検討している接種会場における優先接種の対象となる予定です。

教職員へのワクチン接種が円滑に進むよう県新型コロナウイルス感染症対策本部と連携・協力をしていきます。

緊急事態宣言が終了した後も、感染が収束するまでにはまだ時間がかかると予想されます。

その中では、感染防止対策と教育活動との両立を図っていくことが重要であると考えます。

特に、緊急事態宣言期間には実施できなかった学校行事は生徒が楽しみにしているものであり、それらの教育的意義や生徒の心情などにも配慮しつつ、実施の有無や時期・内容等について検討するよう各学校に指導していきます。

今後とも、子どもたちの生命、健康を守るため、県新型コロナウイルス感染症対策本部と連携・協力し、学校における感染予防対策に万全を期していきます。

⑥ 教職員の不祥事防止対策について

【教職員課】

〔 緊急事態宣言下で発生した今回の不祥事に対する所見と再発防止に対する教育長の決意を問う。 〕

今般のコロナ禍により教育活動が制限され、児童生徒や保護者に大変な不便をおかけしている中で、公立中学校教諭による飲酒運転が発生したことは、教育に対する信頼を著しく損なうものであり、任命権者として、県議会をはじめ県民の皆様に深くお詫びを申し上げます。

今回の事案は、今後、事実関係を調査の上、厳正に対処します。

県教育委員会では、一昨年度、不祥事が17件と多発したことを受け、服務監督権者である市町村教育長と合同で対策会議を立ち上げ、課題の共有を図るとともに、新たに事例別のチェックリストや校内研修用のテキストを作成し、各学校での活用が始まったところです。

また、校長による全職員を対象とした面談の徹底や、県教育委員会の幹部職員が小中学校へ出向き、不祥事防止研修を実施するなどの取組を進めてきました。

その結果、昨年度は不祥事が4件と減少しましたが、まだまだ道半ばです。

不祥事防止のためには、まずは、教職員が高い倫理観と強い規範意識を持ち、公務員としての意識を高める必要があると考えています。

今後二度と不祥事を起こさせないとの強い決意の下、近年不祥事が発生した市町村を中心に、私自身が率先し、学校へ出向いて訓示をしたり、オンラインを活用するなどして、こうした思いを直接教職員の心に訴えかけていく所存です。

① 次代を担う人財の育成について

【総務企画課】

「現在の人財育成」において、どのような課題があると認識し、その課題解決のため、どのように取り組むのか、新教育長としての決意も披瀝しつつ、県民に分かりやすく具体的に示してほしい。

今日、デジタル化・オンライン化の急速な進展により社会の在り方が劇的に変わることが見込まれています。こうした中、未来を担う子供たちに、多様な他者と協働しながら社会的な変化を乗り越えつつ、持続可能な社会の創り手となるための資質能力を身に付けさせることが、今まで以上に求められています。

このため、本県の学校において、社会の変化に主体的に対応するための思考力、創造力、情報活用能力に加え、文化や言語が異なる他者と協働するためのコミュニケーション能力等を着実に育成していくことが重要であると考えています。

このような課題認識の下、ICTを活用した効果的な学習や、教科の枠に捉われない課題解決型の学び、英語によるコミュニケーションを実践する取組などを推進していきます。

私としては、学校をはじめ家庭や地域での教育が、これからの福岡県を担う人財の育成の基盤であることを肝に銘じ、全力を尽くしていく所存です。

② 県立学校のICT化を進める真意について（知事答弁）

【高校教育課】

〔 知事はなぜ県立学校のICT化を進めようとおっしゃったのか、その真意を聞く。〕

県立学校のICT化についてです。

学校におけるICT化を進めることによりまして、例えば、AIを利用した学習アプリによって生徒それぞれの理解度に応じた問題の提供や迅速な評価といったものが可能となりまして、学習意欲や学力の向上が期待できます。

また、オンライン・システムにより、遠隔地の大学や専門家などとの交流が容易となり、地域間格差を克服することにもつながると思います。

さらに、災害や感染症拡大などの緊急の時に、学校と自宅を結んでオンライン授業を実施して、教育活動を継続することもできます。

こういったICTを活用した教育環境の整備を県立学校において進め、県内どの地域においても充実した教育が受けられるようにすることは、将来の福岡県の発展を担う人財を育成していく上で大変重要なことであると意識しています。

③ 全国都道府県等の公立高等学校の端末整備の状況について 【施設課】

〔 全国都道府県立及び県内政令市等の高等学校の端末整備の状況について、教育長に伺う。 〕

本年3月の文部科学省調査では、1人1台整備を目標とする自治体は、本県を含め42都道府県です。そのうち経費負担は、設置者負担が16、保護者負担が15、検討中が11です。

また、県内では、福岡市及び北九州市が昨年度に整備しており、久留米市及び組合立高等学校については、検討中です。

④ 県立高等学校における1人1台端末の公費整備について（知事答弁）

【施設課】

〔 本県の県立高校学校における1人1台端末の公費整備について、知事の決意を問う。 〕

本県では、授業でICTを効率的に活用していくため、生徒所有の使い慣れたスマートフォン等を学習に活用するBYOD方式により、1人1台端末環境の整備を進めています。そのため、必要な経費を本年度予算で御承認いただいているところです。

昨年度、全ての教室にWi-Fi環境を整備して、本年8月にはセキュリティ環境が整うため、9月以降、全ての県立高等学校でBYOD方式による授業を実施します。その上で、教育委員会において、この方式による教育の成果と課題を検証していく必要があると考えているところです。

⑤ 教職員の働き方改革の推進について 【教職員課】

〔 労働時間縮減に向けた集中的な取組について大胆に取り組むべきだと考えるが、教育長の考えを問う。 〕

県教育委員会では、本年3月に改定した取組指針において、今後4年間に超過勤務を年360時間以内、月45時間以内に縮減することを数値目標とし、さらに、緊急に取り組むべき課題として月80時間を超える超過勤務の解消を掲げたところです。

この目標を達成するため、本年4月から本格稼働した「統合型校務支援システム」の定着や部活動に関する負担軽減の徹底などにより、全体の業務量を抑制しつつ、管理職のマネジメントの下、教職員一人ひとりの勤務状況を踏まえた業務量の平準化を図っていきます。

また、こうした県立学校での取組の成果について適宜市町村へ周知し、さらなる超過勤務の縮減がなされるよう、働きかけを行っていきます。

⑥ 小中学校における正規教員率の向上について

【教職員課】

直近の正規教員率は計画どおりに進んでいるのか。計画と違うのであれば、その理由は何か。引き続き計画を示し、向上に取り組むべきと考えるが、教育長の認識を伺う。

本県の正規教員率については、平成29年度の86.4%から本年度91.1%へと上昇してきていますが、目標とする93.2%には至っていない状況です。

その内訳を見ますと、小学校は93.0%であり、ほぼ目標どおりに進捗していますが、中学校は、87.6%に留まっており、これは、特別支援学級が4年間で1.5倍となるなど、定数が推計よりも大幅に増加したことが要因です。

教育の質の向上のためには、正規教員の確保が重要と考えていまして、早急に目標が達成できるよう、より精度の高い推計に基づき新規採用を行っていきます。

併せて、定年の段階的引き上げを踏まえた採用計画を検討したいと考えています。

⑦ 定数欠講師の未配置について

【教職員課】

今年5月1日現在、教員未配置の小中学校は何校・何人か。いまだ未配置が続いていることをどう認識しているのか。未配置解消に向けどう取り組むのか、教育長に伺う。

本年度、必要な定数欠講師が確保できず未配置となっていますのは、小学校で26校28人、中学校で32校46人です。

以前のように、学級担任がいなかったり、授業ができないなどの状況はありませんが、学校現場に負担がかかっていることは事実であり、人的整備を担う県教育委員会として全力を挙げて解消すべきものと考えています。

そのためには、まずは定数欠講師の数をできる限り縮小させることが重要であり、引き続き、退職者を上回る新規採用者の確保に努めていきます。

また、退職者や採用試験受験者などにティーチャーズバンクへの登録を勧めるとともに、学生を対象とした教員養成セミナーの開催により、教員や講師を志望する者を増やす取組を強化していきます。

① 児童生徒の新型コロナウイルスの感染状況について 【体育スポーツ健康課】
〔 学校現場での児童生徒の感染の状況を教育長に伺う。 〕

まず昨年ですが、感染が判明した公立・私立学校の児童生徒数は小学校では118名、中学校では79名、高校では138名、特別支援学校では12名の計347名となっています。

本年1月から5月までの5か月間の状況は、現在、集計し精査しているところですが、感染が判明した児童生徒数は計1,520名となっています。

② 新型コロナウイルス感染症に感染した児童生徒へのいじめや差別の事例と人権への配慮について 【人権・同和教育課】
〔 感染した児童生徒へのいじめや差別の事例、感染した児童生徒等の人権に対する配慮と取組について教育長に伺う。 〕

学校現場における新型コロナウイルス感染症に関するいじめや差別の事例については、政令市を除く市町村教育委員会と県立学校を対象に、毎月実態調査を実施しています。これまで感染した児童生徒へのいじめや差別に該当する事例は確認されていませんが、「どの学校でも起こりうる」問題として、引き続き教育・啓発に取り組む必要があると考えています。

このため、県教育委員会では、市町村教育委員会及び県立学校に対し、新型コロナウイルス感染症に関する人権教育の取組への支援として、指導の留意点について周知するとともに、学習教材及び実践事例についての情報提供や教師用資料の配布等を行っています。

また、児童生徒やその家族が実際に感染した場合においては、教職員が一体となって児童生徒の人権を守るという姿勢のもと、本人や家族、関係者の不安の払しょくに努めながら、いじめや差別の防止を徹底するよう管理職研修会などで指導しています。

今後とも、いじめや差別の未然防止とともに、感染した児童生徒等の人権に十分配慮した対応がなされるよう、学校に対する支援に取り組んでいきます。

① スクールロイヤー制度についての所感及び本県における取組状況について

【義務教育課】

〔 学校現場における様々な問題に対し弁護士が相談相手となる「スクールロイヤー制度」についての所感及び本県における取組状況を問う。 〕

現在の学校においては、児童生徒間トラブルや外部からの過剰な要求など、学校だけで対応することが困難な事案が生じています。

このような場合に、スクールロイヤーとして初期段階から弁護士に関わってもらうことで、事案の深刻化を予防し、速やかな問題解決につなげることができるものと認識しています。

そのため、県教育委員会では、福岡県弁護士会の協力を得て、学校長が弁護士から直接、助言を受けることができる体制を構築するとともに、法的トラブル対応のためのガイドブックを作成しています。

このような取組を通じて、各学校の対応力を高め、適切な教育環境が維持されるよう支援していきます。

② 生理用品に思い悩んでいる児童生徒の把握と対応について

【体育スポーツ健康課】

〔 学校現場で生理用品に思い悩んでいる児童生徒の把握に努め、児童生徒の健康相談等の一層の徹底を行い、生理用品の無償の配布も検討してはいかがか。 〕

各学校において、定期的実施している学校生活アンケートなどにより、生理用品に関する困窮の状況について個々の状況の把握に努め、カウンセラーや養護教諭等による個別の健康相談を充実していきます。

現在、多くの学校では、生理用品がない児童生徒には保健室に備えている生理用品を貸出していますが、今後は小・中・高等学校において、家庭の事情により困窮した児童生徒には返却を求めない対応を進めていきます。

併せて、関係部局と連携し、今後の対応について検討していきます。

③ 35人学級実施の意義について

【教職員課】

〔 法改正による35人以下への学級上限人数の引下げの意義をどのように受け止めてしているのか、教育長の所見を伺う。 〕

小学校の学級を35人以下とすることは、教員が児童と接する時間を多く確保できるため、児童一人ひとりの状況を把握しやすくなり、学習指導及び生徒指導の面で大きな効果があると考えています。

併せて、感染症予防など児童の安全性の観点からも重要な取組であると認識しています。

また、こうした効果は、教員の負担軽減にもつながるものであり、働き方改革の方向性にも合致するものと考えています。

④ 35人学級の実施状況及び今後の取組について

【教職員課・施設課】

〔 35人学級の実施状況はどうなっているのか。全ての学年での35人学級の実現に向け、今後どのように取り組むのか、教育長に尋ねる。 〕

本県では、現在、市町村の判断で、補助教員や加配定数等を活用した学級編制が行われており、今年度、小学3年生以上のいずれかの学年で35人学級となっているのは、50市町村、そのうち、小中学校の全ての学年が35人学級となっているのは14市町村です。

小学校における35人学級が令和7年度までに段階的に導入されることにより、毎年70～90人程度の定数増が見込まれることから、今後、定数全体の伸びや退職者数及び再任用者数等を推計した上で、必要となる新規教員の確保に努めていきます。

また、35人学級の導入に伴い普通教室が不足する場合は、各市町村において増改築や特別教室等を普通教室へ転用するなどの対応をすることになりますが、県としては、国庫補助制度を含め、必要な情報提供に努めていきます。

⑤ 特別支援学級への支援について

【特別支援教育課】

〔 特別支援教育支援員の配置が困難な状況にある特別支援学級への支援について教育長に尋ねる。 〕

小・中学校における特別支援教育支援員の配置経費については、地方財政措置が市町村に対して講じられており、県教育委員会としては、積極的な配置を市町村へ要請するとともに、国に対して更なる財政措置の拡充を要望していきます。

また、支援員の配置がない学校を含め、各学校において、教員による適切な配慮の下に、障がいの状態等に対応した教育が実施されるよう、引き続き、研修や専門家による巡回相談等の充実を図っていきます。

⑥ 通級指導教室の適切な設置の推進について 【特別支援教育課・教職員課】

〔大都市周辺の自治体において、特別支援教育における不公平感が出ないように配慮する必要がある。通級指導教室の適切な設置の推進について教育長の所見を伺う。〕

通級担当教員については、平成29年4月に施行された改正義務標準法により、令和8年度までに、これまでの加配方式から、対象の児童生徒13人に対して教員1人を措置するという、いわゆる基礎定数方式に段階的に移行しているところです。

なお、基礎定数基準に満たない市町村に対しては、教員巡回型や複数市町村による共同設置など様々な通級の形態とその効果等について周知し、各地域の実態を踏まえた適切な通級指導の実施を推進していきます。

令和3年6月定例県議会（一般質問）

○ 公明党 二宮 眞盛 議員

6月14日

① 陸上競技場のトラックが使用できない中での練習場の確保について

【体育スポーツ健康課】

陸上競技場のトラックでの練習の効果とトラックが使用できない現状に対する教育長の認識を問う。また、練習場の確保について、今後どのような対策を講じるのか、併せて教育長の考えを問う。

運動部活動で陸上競技場のトラックを使用して練習を行うことは、大会と同様の環境下で本戦を想定した練習ができるため、有意義であると認識しています。

緊急事態宣言下の現在、陸上競技場の多くが閉鎖されていますが、各学校においては、自校の施設を活用した基礎的な練習や創意工夫を凝らした実戦を想定した練習も実施されています。

県教育委員会としては、自校の施設を活用したより効果的な練習が実施できるよう、学校体育団体や競技団体等と連携をしていきます。

① 小学校における水泳の安全指導の実際と昨年度の水泳授業の実施状況及び、
水泳の事故防止に関する取組について 【体育スポーツ健康課】

小学校における水泳の安全指導の実際について問う。また、コロナ禍で授業を中止にしている学校がある中で、児童の水泳における事故防止と安全確保に向けた県教育委員会の取組について問う。

小学校学習指導要領に基づき、高学年の水泳運動では、「安全確保につながる運動」として「背浮きや浮き沈みをしながら続けて長く浮くこと」を指導しています。

また、学校の実態に応じて、着衣のまま水に落ちた場合の対処の仕方について学習をしています。

次に、昨年度の県域の小学校の水泳授業については、新型コロナウイルス感染症の影響により、実施した学校の割合は、35.1%でした。

県教育委員会では、水泳授業の実施の有無に関わらず、毎年、若年教員研修会などにおいて、自分の体調を確かめてから泳ぐ、ふざけた行動はしないなどの水泳の心得について指導を行っているところです。

また、水辺における危険を回避するための行動を分かりやすく解説した、遊泳中の事故防止に関する動画の活用について各学校に周知しています。

これらの取組を通して、水泳の事故防止に努め、子供たちの安全を守っていきます。

① 新型コロナウイルスの感染が判明した場合の学校の臨時休業について

【体育スポーツ健康課】

学校において新型コロナウイルスの感染が判明した際に、学校全体を臨時休業とすべきではないと考えるが如何か。

学校において感染が判明した場合、一律に学校全体を臨時休業とするのではなく、校内の濃厚接触者等の状況に応じて、学級単位や学年単位などの臨時休業や出席停止の必要な範囲を決定すべきと考えます。

② 学校で感染が判明した際の保健所等との連携について

【体育スポーツ健康課】

感染が判明したクラスの生徒全員が保健所の検査対象となり、結果的に学級閉鎖となっている実態があると聞いたが、教育委員会として保健医療介護部と連携し、スムーズに検査を実施できる体制や保健所が認定する検査対象者をできる限り絞り込めるような対策が必要だと考えるが、教育長の考えを伺う。

各学校においては日頃から学校医や学校薬剤師、保健所等と連携し、感染が判明した際に迅速に対応できる体制を整備する必要があり、その旨指導しているところです。

また、学校が児童生徒の日々の活動状況をあらかじめ把握しておき、保健所が検査対象者を特定する際には、速やかに感染した児童生徒の行動歴等の情報提供を行い、検査が迅速に進むよう保健所に協力することにより、学校運営に支障をきたさないよう指導していきます。

引き続き、感染防止対策を徹底しながら、保健医療介護部と連携して、児童生徒の学びの保障との両立を図っていきます。

③ 学校における抗原定性検査の活用について

【体育スポーツ健康課】

今後、国内で無症状者への確定診断として使用が可能となった場合、学校で感染が判明した際に不安で直ちに検査を受けたい場合や、運動会に保護者が人数制限なく参加したい場合、修学旅行など学校行事に参加する場合などにおいて、抗原定性検査の活用を検討できないのか、教育長に伺う。

抗原定性検査について、今後、国内において、無症状者への確定診断としての使用が可能になれば、感染が判明した場合の早期の授業の再開や、運動会や修学旅行などの学校行事、部活動の対外試合などの実施の判断をする際の活用が考えられます。

今後、国から具体的な対応が示されたら、保健医療介護部と連携し、先ほど申し上げたような活用が速やかに行われるよう検討を行い、子どもたちの学びの保障に努めていきます。

① 本県の県展の歴史及び存在意義について

【社会教育課】

〔 本県の県展の歴史及び存在意義について教育長の認識を問う。 〕

県展の愛称で親しまれている福岡県美術展覧会は、戦前からの長い歴史と、出品数・内容ともに全国でも有数の公募美術展です。広く作品を募集し、その優れた成果を展示することで、制作者の創作の喜びや創造意欲を高めるとともに、県民の皆様が美術作品を鑑賞し、文化芸術に触れる貴重な機会として、文化芸術の振興や普及に重要な役割を果たしているものと考えています。

② 県展の現状への認識と活性化について

【社会教育課】

〔 県展の出品者及び出品作品数が減少している現状について、教育長の認識を問う。また、今後、どのように活性化を図っていくのか、お伺いする。 〕

高校生から90歳代まで幅広い年齢層の方から出品いただいておりますが、全体的に出品者の高齢化が進んでおり、このことが出品者及び出品数減少の主な理由と考えられます。したがって、若い世代の新規出品者を開拓することが必要であると認識しています。

そのため、第74回県展から学生料金を設定したり、本年の第76回からは、大学の卒業作品で多く制作されているサイズに合わせて出品上限サイズを見直したりするなど、若い世代が県展に出品しやすくなるよう取組を進めているところです。

今後は、これらの工夫に加え、多様化する若い世代の芸術活動の実情も踏まえ、県教育委員会とともに県展の主催者である県美術協会など関係団体と連携し、若い世代の掘り起こしに努めていきます。

- ① 福岡市近郊における定数欠講師の未配置状況について 【教職員課】
〔 定数欠講師の未配置について、福岡市近郊の状況と特徴があればその要因は何か
伺う。 〕

福岡教育事務所が管轄をするこの地域では、41人が未配置となっており、これは、県全体の55%を占め、他の地域と比べ未配置の割合が高くなっています。

この要因として考えられますのは、この地域では、3月末から4月にかけて転入してくる児童生徒が多く、正規教員の配置後に、定数が大きく伸びることから、短期間で多くの定数欠講師が必要となっていることです。

また、講師の任用に際し、福岡市とも競合するため、他の地域よりもその確保が難しいことが挙げられます。

- ② 正規教員の採用試験における福岡市の影響について 【教職員課】
〔 正規教員の採用試験において、福岡市の影響があるのか、その対策も含めて伺う。 〕

福岡市の教員については、他の地域よりも地域手当率が高く、また、人事異動が市内に限られることなどから、福岡市等の居住者がこれを志向する傾向にあると考えられます。

本県では、これまで、採用試験において、受験年齢の緩和や特別選考の導入など、教員志願者を増加させる取組を進めてきました。

今後さらに、働き方改革の推進や若年教員に対する支援体制の充実などにより、健康でやりがいを持って働くことのできる職場環境を整備することにより、本県を目指す教員志願者の拡大を図っていきます。

- ③ 福岡市で検討されている特別選考について 【教職員課】
〔 福岡市の特別選考について、教育長はどう評価しているのか伺う。 〕

本県の採用試験でも、これまで、試験科目の一部免除や加点などの特例措置を実施していますが、いずれも、それぞれの試験科目が求める能力が担保されるよう、取得した資格や勤務年数などの客観的な実績により、これを認めているところです。

現在、福岡市において検討されている特別選考については、本県としても、新たな試みとして関心を持っており、教育環境などが異なるそれぞれの実習先や大学において、今後、いかに統一的な評価指標が確立され、適切な評価がなされるかを注視しているところです。

④ 部活動指導者に対する特別選考について

【教職員課】

保健体育の講師が指導する部活動が優秀な成績を修めたことをもって、スポーツ成績優秀者と同様に、特別選考の対象としてはどうか。教育長の見解を伺う。

現在、本県では極めて優秀な成績を修めた競技者について、体育・スポーツの指導者としての能力が期待できるものとして特別選考を実施しています。

御提案のように、本人の競技力とともに、部活動の指導力を直接評価することができれば、より制度の趣旨に適うのですが、生徒の部活動での成果と顧問である講師の指導力との相関を、いかに公正・公平に評価できるかが検討課題になるものと考えています。

今後とも、学校現場のニーズを踏まえた採用試験の改善に努めていきます。

① 奨学金返還の延滞状況について

【高校教育課】

福岡県教育文化奨学財団が実施している奨学金の返還に関して、現在、延滞している者の人数や延滞額等の状況はどのようになっているのか教育長に尋ねる。

福岡県教育文化奨学財団の奨学金事業における昨年度末の未返還者数は7千661人で、前年度末と比べて300人の減、未返還額は26億2千300万円余で、3千600万円余の増となっています。

② 返還困難者への救済措置について

【高校教育課】

経済的な理由で奨学金の返還が困難となった者に対して、救済するような措置としてどのようなものがあり、適用状況はどうなっているのか。また、そうした救済措置に関しては、実際にどのように周知が行われているのか教育長に尋ねる。

奨学財団では、経済的理由により奨学金の返還が困難になった場合に、一定期間返還を猶予する措置を設けており、昨年度644件が適用され、前年度と比べて460件の増となっています。

この措置については、奨学金の貸与を受けている生徒に配布する「返還のてびき」に記載するとともに、県及び奨学財団のホームページでも案内しており、引き続き、返還が困難となった方への周知に努めていきます。

- ① 浸水想定区域・土砂災害警戒区域に立地する県立学校の状況及び取組について
【施設課・高校教育課・特別支援教育課】
〔 文部科学省調査における県立学校の状況及び取組について教育長に問う。 〕

本年6月に公表された文部科学省の調査結果では、浸水想定区域の県立学校は119校中8校で6.7%、土砂災害警戒区域は5校で4.2%です。

これら全ての学校では、床のかさ上げ、キュービクルや重要書類の保管場所を上層階とするなど、必要な対策を行っています。

また、対象となる学校には、避難確保計画の作成及び、その計画に基づく避難訓練や防災教育を実施するよう指導しており、全ての学校が作成・実施しています。今後ともこれらの対策や指導を引き続き行っていきます。

① 高等学校新学習指導要領に盛り込まれた「精神疾患の予防と回復」の学習指導
について 【体育スポーツ健康課】

精神疾患を学ぶ授業では何を教えるのか。また、担当教員はメンタルヘルス・ファーストエイドを受講し、授業の中で、正しい知識と行動を生徒同士で学び合う演習を取り入れては如何か。

「精神疾患の予防と回復」の授業では、調和のとれた生活の実践や早期に心身の不調に気づくことの重要性、治療や支援の早期開始により回復可能性が高まることなどについて学ぶこととなっています。

また、その授業に際しては、学習の効果を高めるため、グループワークやディスカッションなどの活動を取り入れるよう指導しています。

なお、メンタルヘルス・ファーストエイドにも示されている、傾聴することや寄り添うこと、専門機関へつなぐことなどの、精神疾患への適切な初期支援の方法を教員が身に付けておくことは重要です。このため、全公立高校を対象とした保健体育科主任会の会議でこうした内容を周知するとともに、関係する外部の研修会への参加を促し、教員の対応力の向上に努めていきます。

② 新型コロナウイルス感染症が長期化する中で心の不調を抱える児童生徒への取組
について 【義務教育課】

新型コロナウイルス感染症が長期化する中で、高校だけでなく、心の不調を抱える児童生徒が増えることが危惧されるが、県教委としてこれをどう捉え、どのように取り組んでいるのか。

県教育委員会においては、学校が臨時休業中であった昨年5月以降、アンケートによる児童生徒の心身の状況の把握や、スクールカウンセラー等の専門スタッフと協働した組織的な対応の徹底を、繰り返し市町村教育委員会や学校に働きかけてきました。

また、児童生徒によっては、自分から心の不調を伝えることを苦手とする子供も想定されることから、「心のSOS」を感じた際の相談の持ち掛け方などを示したリーフレットを配布するとともに、教職員向けには、SOSのサインをキャッチするための観察の視点や具体的な対応方法を示したリーフレットを配布しています。

未だに学校での生活や社会経済活動が制限される中、児童生徒が抱える不安やストレスへの対応は、引き続き重要であると考えます。このため、一人一人の心に寄り添う組織的な対応により、心のケアが徹底されるよう取り組んでいきます。

① 教育委員の選任に関する見解について 【総務企画課】

この度の教育委員選任について、教育の中立性の観点から、現在どのような見解をお持ちか、伺う。

教育委員会は、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有し、年齢、性別、職業など多様な属性を持った複数の委員で構成される合議制の機関であり、その意思決定は多数決により行われます。

したがって、教育行政の方針が個人の考えや主張に左右されず、中立性が確保される制度となっています。

また、教育長及び委員については、その半数以上が同一政党に所属してはならないことや、政治的団体の役員となったり、積極的に政治活動をしてはならないことなどが定められています。

この度は、こうした制度に則って、県立高等学校教員や地元の教育委員会委員を務めるなど、教育に関し優れた識見と強い情熱を有するとともに、福祉の分野でも大きな功績をあげてこられた塩川秀敏氏が教育委員候補として適任であると考え、知事に推薦をしたところ です。

①-2 教育委員の選任に至る経緯について（再質問） 【総務企画課】

塩川氏が教育委員になりたいと本人から申し出があったのか。申し出があったのはいつなのか。また、選任決定はいつなのか。選任に至った経緯を具体的に明らかにしてほしい。

先ほどの答弁にもありましたとおり、塩川氏の議員辞職後に、法律による兼職禁止に抵触しなくなったことも踏まえ、教育委員候補にふさわしい方として、塩川氏を知事に推薦をしたところ です。

その他の具体的な選定に係る経緯については、人事に関わることですので、お答えは控えさせていただきます。

①-3 教育委員の選任に至る経緯について（再々質問） 【総務企画課】

塩川氏の教育委員選任に係る経緯に本当に問題がなかったと考えるのか、知事と教育長に再度伺う。

先ほども御答弁させていただきました。法律の規定、制度に則って、私は、塩川氏を教育委員候補にふさわしいとして推薦させていただきました。その過程に問題があったというふうには考えてはいません。

- ① 今年3月の県立高等学校入学者選抜の結果について 【高校教育課】
〔 県立高校の今年3月の入学者選抜状況の結果及び県内4地区の定員割れ状況はどのようなものであったのか問う。〕

今年3月に実施された県立高等学校入学者選抜では、全日制90校のうち48校で総定員21,200人に対して、1,226人の定員割れが生じ、校数、人数共に過去最大となりました。

地区別で見ますと、北九州地区は28校のうち11校で163人、福岡地区は30校のうち13校で273人、筑後地区は21校のうち15校で400人、筑豊地区は11校のうち9校で390人の定員割れとなっています。

- ② 県立高校の志願率低迷に係る認識及び抜本的な対策について 【高校教育課】
〔 県立高校の志願率の低迷は一過性のものでなく、構造的な課題となっており、早急に対策を練る必要があると考えるが、現状の認識を問う。
また、県立高校が本来の役割を果たし、県民のニーズや期待に応え、選ばれる学校となるため、県教育委員会として抜本的な対策に取り組む考えはあるのか問う。〕

県教育委員会では、これまで様々な対策を講じてきましたが、定員割れは継続・拡大しており、従来の手法では解決が困難な状況となっています。

今後、県立高校が「選ばれる」学校となるための抜本的な対策を、速やかに講ずる必要があると認識をしています。

このため、入学者選抜については、3月の一般入試の受検者が減少する一方で、1月下旬の特色化選抜の志願者が増加している現状を踏まえて、特色化選抜の拡充を図るとともに、一般入試日程の見直しを検討していきます。

また、理数科・英語科の通学区域については、真に中学生の利益になるかという観点から拡大の適否について検討を進めます。

さらに、スクールバスの運行を含め、通学の利便性向上の方策について研究し、今年度中に方向性を出したいと考えています。

このほか、学校の魅力を生徒・保護者等に伝える広報活動についても、外部専門家のノウハウを活用することなどにより強化を図っていきます。

県立高校が選ばれる学校となるよう、これまでの枠に捉われない発想で、改革や改善に努めていきます。